

燕市職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第52号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 3 月 1 9 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

燕市職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第52号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

4級	1 副参事の職務 2 係長又は専門員の職務 3 主査の職務 4 主査保育士、主査教諭又は主査保育教諭の職務
5級	1 室長の職務 2 参事の職務 3 課長補佐又は副主幹の職務 4 委員会等の事務局の次長の職務 5 保育園長、幼稚園副園長又はこども園長の職務
6級	1 副部長の職務 2 会計管理者の職務 3 課長の職務 4 委員会等の事務局の長の職務 5 主幹の職務 6 統括指導主事の職務 7 指導主事の職務

」

を

「

4級	1 副参事の職務 2 係長又は専門員の職務
----	--------------------------

	3 主査の職務
	4 指導主事の職務
	5 主査保育士、主査教諭又は主査保育教諭の職務
5級	1 室長の職務
	2 参事の職務
	3 課長補佐又は副主幹の職務
	4 委員会等の事務局の次長の職務
	5 主任指導主事の職務
	6 保育園長、幼稚園副園長又はこども園長の職務
6級	1 副部長の職務
	2 会計管理者の職務
	3 課長の職務
	4 委員会等の事務局の長の職務
	5 主幹の職務
	6 統括指導主事の職務
	7 困難な業務を行う主任指導主事の職務

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。